

広島県告示第二百四十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

廿日市市

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二十九年六月五日	午前二時～午後二時三〇分	宮島栈橋旅客ターミナル
平成二十九年六月六日	午前二時三〇分～午後三時	廿日市市役所大野支所
平成二十九年六月七日	午前二時三〇分～午後三時	廿日市市役所大野支所
平成二十九年六月八日	午前二時～午後〇時	吉和市民センター
平成二十九年六月八日	午後二時三〇分～午後三時	さいき文化センター
平成二十九年六月一二日	午前二時～午後〇時	宮内市民センター
平成二十九年六月一三日	午後二時三〇分～午後三時	地御前市民センター
平成二十九年六月一四日	午前二時～午後三時	中央市民センター
平成二十九年六月一五日	午前二時～午後三時	中央市民センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二十九年六月五日～ 平成三〇年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会